旭川市報道依頼

各報道機関　様

発表日	平成３０年１０月１１日
発信課	土木部 公園みどり課
担当者	高　木
連絡先	電　話（０１６６）２５－９７０５ ＦＡＸ（０１６６）２４－７０１０ E-mail:kouenmidori@city.asahikawa.hokkaido.jp

分　　類	イベント･行事　募集　契約･入札　会議･説明会　その他 （該当する分類を囲むこと。）
日　　程	平成３０年１０月１１日から平成３０年１１月３０日まで
発表項目 （行事名）	旭川市都市公園指定管理者の募集について
概　　要 （趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。）	このことにつきまして，次のとおり旭川市都市公園指定管理者の募集を行いますので，報道方よろしくお願いいたします。 １　応募資格 旭川市内に本社等の主たる事業所を有する法人及び，その他の団体とし，個人での応募は受け付けません。 ２　募集区分 本市都市公園のうち６グループの指定管理者をそれぞれ募集します。（６グループの詳細は次ページにあります） ３　業務内容 指定管理者は，各グループに属する公園の種別に合わせて次の業務を行うこととします。 （１）公園の維持管理に関すること。 （２）旭川市都市公園条例（以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規則で定める公園施設の使用の承認等に関すること。 （３） 条例第 12 条第 2 項の有料公園施設に係る使用料の徴収及び還付及び金融機関への納付に関すること。 （４）その他市長が定める業務。 ４　指定期間 平成３１年４月１日～平成３６年３月３１日（５年間） ５　応募方法 公園みどり課で募集要項を配布していますので，応募期間内に申請書等を公園みどり課に提出して下さい。 ６ 応募期間 平成３０年１０月１１日(木)～平成３０年１１月３０日（金)の開庁日
添付資料	有　・　無 （有・無のいずれかを囲むこと。） ※　有の場合，資料の内容を記入すること。なお，別途冊子等の配付を希望する場合は，その旨記入すること。
報道（取材）に当たってのお願い	
備　　考	

都市公園の指定管理者を募集する６グループの詳細

番号	施設の名称（グループ名）	管理する都市公園
1	Ａグループ	「中央・神楽地区」 ・街区公園１８４箇所 ・近隣公園　１８箇所（旭神中央公園，西神楽公園は除く。） ・地区公園　　２箇所（宮前公園，東豊公園は除く。） ・都市緑地　１７箇所（北彩都プロムナード緑地，北彩都南６条通緑地，旭川駅南緑地，カムイの杜公園は除く。）　合計２２１箇所
2	Ｂグループ	「北星・永山地区」 ・街区公園１７４箇所 ・近隣公園　１２箇所（千代の山公園は除く。） ・地区公園　　２箇所（新富公園は除く。） ・都市緑地　　６箇所（突哨山，オサラッペ川広場，永山みず辺緑地は除く。） 合計１９４箇所
3	Ｃグループ	・近隣公園　　２箇所（千代の山公園，西神楽公園） ・地区公園　　２箇所（東豊公園，新富公園） ・特殊公園　　２箇所（旭山公園，嵐山公園） ・都市緑地　　１箇所（オサラッペ川広場）　合計　７箇所
4	Ｄグループ	・運動公園　石狩川水系緑地（秋月橋上流右岸広場（パークゴルフ場にあっては北旭川大橋下流右岸広場にかかる部分を含む），旭川大橋上流右岸広場（パークゴルフ場にあっては，旭川大橋下流右岸広場にかかる部分を含む）及びパークゴルフ場７箇所は除く。） 合計３５箇所
5	Ｅグループ	・運動公園　石狩川水系緑地　２箇所（秋月橋上流右岸広場（パークゴルフ場にあっては北旭川大橋下流右岸広場にかかる部分を含む），旭川大橋上流右岸広場（パークゴルフ場にあっては，旭川大橋下流右岸広場にかかる部分を含む））及びパークゴルフ場７箇所 ・近隣公園（旭神中央公園） ・都市緑地（永山みず辺緑地）　合計１１箇所
6	Ｆグループ	・都市緑地（突哨山）